

〔紹介〕

セヴェリン・カルロ・ベルセル

刑事裁判の執行における公衆参加

飯田忠雄

ここに紹介する論文は、昭和四五年八月一七日から同二六日までの一〇日間、国立京都国際会館で開催された国際連合主催の「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第四回国際連合会議」に提出された報告書の一つである。

報告者のセヴェリン・カルロ・ベルセルは、ベルギーのブラッセルの裁判所の裁判官 (Juge au Tribunal de Bruxelles) である。彼は、また、ブラッセル自由大学の社会学研究所の研究管理者であるとともに、社会防衛に関する国際協会 (International Society of Social Defence) の事務総長 (Secretary-General) である。

刑事裁判の執行における公衆参加 (飯田)

この論文は、一「刑事裁判の執行の社会的次元」、二「犯罪人の審判における公衆参加」、三「犯罪人処遇における公衆参加」、四「将来の展望」の四テーマについて論じている。次に記述するところは、この論文の全体に亘っての紹介である。興味深い報告内容であるので、学生諸君の勉学の参考までには、思い、紹介する次第である。原文のほん訳に該当する部分は、かぎカッコを以て示した。

一 刑事裁判の執行の社会的次元

「刑事裁判の執行は、その発展の過程において、民衆から分

離されるに至っている。」そして、刑事裁判は、一定の社会的要求に従うことにより、結局は、漸次「現実の社会を超越した仮定の上に設定された組織化された人間制度となった。かくして、古典的な刑事裁判は、社会的に定められたところよりも道徳的なものになってしまった。」そして、「裁判の執行は、あるいは間接的にあるいは無意識的に、神権の觀念、職務上の背徳、または個人生活や社会生活上の实在物の聖体化傾向によって汚されている。」道義化に論理的な外観をまとわせながら、裁判の執行は、象牙の塔の中に満足げに孤立してきた。

「その結果、民衆は、職業的裁判に興味を失なつてしまい、彼らの熱望と法律上の概念や基準との間のギャップを発生させるひずみに忍従してきた。」ある場合には、民衆と官憲との間のギャップが、徹底的な復讐の形をとつたし、避妊の禁制により特殊の宗教の欲求と偏見を強制する結果をまねいている。労働者が特権的使用者階級のメンバーの脱税を告発しても、労働者の力の不足を思い知らされることになる。「一握りの民族的、宗教的、経済的もしくは政治的圧力団体」によつて、「公衆の意見は操縦される」が、それは彼らが「ゆがめられた『社会的意識』という旗じるしの背後に公衆の意見を隠してしまうことによつて、自らの特別の見地と関心とを強

制することに成功している」からである。

「さらに、公衆は、人と社会を問題とする学問の中では、ついでいけないように思われる。犯罪者に対する公衆の態度は、攻撃的ではあるが、保守的なものである。公衆は、不安感から生ずる復讐への欲求を示すものである。また、公衆は、自分等の良心が曇つていないという自信をもつために、容易な手段として「よい」人々と「悪い」人々との間にはっきりとした線を引いて、「柵の向うに」一定の個人を置き勝ちなものである。

「歴史的影響、哲学的偏見、経済的特権および独断的な法律上の態度といった一揃いのものが、刑事裁判を真正正銘の社会的精神分裂症の状態にしてしまった。科学的に誤りであり、社会的に時代遅れであるという標準は、慣例化の枠内で、実生活から縁遠い人々によつて、今もお適用されつつある。十九世紀の終りに、実証主義者によりなされたようなどい攻撃が疑もなく抑圧の仕組をがたつかせたけれども、新古典主義は、数十年間、この損失を糊塗してきた。」しかしながら、今や「抑圧の仕組は、その道義的基礎を失ない、犯罪学の発見と社会の要求の前に」崩壊しつつあるのである。

「法の分野に関係をもつ社会学者は、日常の法廷慣行や裁判

において取り扱かれているような正義と、法律家の集りにおいて、あるいは憲法や法律の中で、述べられまたは宣明されているような正義とを分離してしまっている巨大な断層に、どきもを抜かれる。今日では、「予防行為または社会治療」と称せられる所謂「新社会防衛」説に公然と異議を提出する者は、「ほとんど見あたらない。」(Marc Ancel, *La défense sociale nouvelle*, 2nd ed. Paris, Cujas, 1966 を参照)。

「刑法の指導的学者は、それぞれ異った哲学を信奉しているにもかかわらず、刑法の機能が確立された意味において社会的なものであることを強調し、刑法を犯罪闘争の目的で国家により確立された一セットの法律的基準として眺め」かつ「世人が共同社会の一員として共同生活しうることを確保」しようとする努力している。「立法者は、刑事的起訴の正当化が社会秩序の攪乱に対する評価に基づくものであり、かつその目的が「秩序、平和および公共の利益のために国家と国民の安全を確保することにある」という立場」をとるものである。犯罪は、もはや觀念上の論理的かつ道義的存在として把握されるものではなく、むしろ確立された意味における「社会に危険をもたらし行為」として把握されている。それ故に、その傾向からは、いかなる社会的に危険な行為の場合においても、

刑事裁判の執行における公衆参加(飯田)

刑事的論証に着手することが要求される。しかしながらその反面、刑事的論証が不十分で、「筋が通らないために、犯罪のあらゆる要素を含む行為が」社会に対して全く危険をもたらさないものではないにもかかわらず、犯罪とみなされない。「この全く社会的なアプローチは「制裁」——もしくは、一そう正しくは「犯罪の論理的帰結」——という包括的な言葉の下に、伝統的な刑罰と保護観察、予防拘禁その他特別な取り扱いを含む手段の両者を結合することを可能ならしめる。」「それにも拘らず、裁判実務を観察するとき、刑事裁判の執行が問題になっている国によって、かつ、司法官憲、法律家、社会的もしくは職業的グループおよびそれに関連する個人によって、今なお異った形式をとっていることが明らかにする。」そして「刑事裁判の執行における市民関与者の介入は、社会主義の諸国家においては、社会的連帯責任のしるしとして見られている。共産主義国では、市民関与は犯罪者のあらゆるカテゴリーについて適用される。しかしながら、より古い構成に止まる諸国では、刑事裁判の執行への市民の関与は、愛と個人的な道義的改善の問題として取り扱かれており、かつ犯罪者のある種のカテゴリー、特に未成年者に限定されている」のが通例である。

(四七五) 一三一

「刑事裁判と公衆——裁く者と裁かれる者とは同じ社会の二つの部分であるのだから、共に緊密な関係を保つべきものである。この関係を保つ直接の信頼しうる手段は、刑事裁判の執行における公衆の関与であり、かつ刑事裁判廷の手續と判決の実施の両方における公衆の代表者の介入によることである」

しかし、とベルセルはいう。「この種の社会的関与は、裁判機構に対する予算節約の口実として奉仕させてはならない。なぜならそれは、社会防衛のために割り当てられた金銭の不足を埋め合わせるべき単なる手段としてみることは許されないからである。」と。

ベルセルは、この論文において以上のように述べ、さらに、刑事裁判の執行を社会化するための過程に寄与するための試みとして、裁判手續と復権手續の両者において、一般民衆の介入する現存の制度に如何なるタイプのものがあるかを調査して、節を新たにして記述する。次に紹介するところは、その全容である。

## 二 犯人の審理における公衆関与

「近代の深く根ざされた特徴と社会的目的を考慮に入れる刑

事裁判の機構のいづれの改正も、刑事手續の最新化と裁判機構の再組織を含まねばならない。これらの改正のねらいは、要約すれば、それらが犯人達に関する社会的行動を非神聖化し、かつ民主化されねばならないということである。我々の目的にとっては、刑事裁判の執行における一般民衆の干渉の主要なタイプ、すなわち慣習法裁判廷、陪審機構、治安官（それは正式の訓練を経ない裁判官というべきものである）、同志法廷、民衆の陪席裁判員、専門の顧問および行政部局を調査することは、役に立つことであろう。」

### A 慣習法裁判廷 (Customary courts)

「多くの国々は、一般民衆の介入が直接の形式となっている裁判機構を保有している。この機構は極めて種々雑多であり、その言及がここでは暗黒アフリカにおいて見出される慣習法裁判廷についてなされていることは、ほんの一例にすぎない。法は、これらの諸国では書かれた形式では現れないが、口頭でうけつがれている。「口頭法典 (Oral codes)」は、常に民衆に密接している一般民衆の代表者によって、かつ、被告、事実証言を与える証人、および事実について何の知識も有しない第三者、の関与を含む手續に従って、適用される。

裁判判決は、個人性のない權威によって課せられるものとしてよりも、むしろ公共の意思の表明として認められる。裁判官自身が時々小社会を訪ねて、公共の秩序を攪乱した行為を罰するよう直ちに訴訟を起すことは、意味深いことである。

これらの慣習法裁判廷は、かくして、形式的な權威の行使に基づくとより、地方的な監督と社会的な圧力を根拠としたものである。」

「若干の問題が支配的な地位にある慣習法裁判官の階層における法律的訓練の欠除によって、あるいは、異人種グループの好みに従って存在する種々雑多な異った機構によって、惹起されている。かてて加えて、慣習法が行きわたっている若干の地域における急速な経済的發展は、裁判慣習の実体が、もはや産業化された地方においては、長く用いられた訴訟手続（職業的裁判官のみによる手続）に頼らざるを得ないという新しい問題を作り出している。」

「このようなわけであるから、裁判の執行における公衆参加の機構は、廃棄されてはならないが、修正されなければならぬ。植民地開拓時代の「輸入法 (imported law)」は土着の公衆の要求には合わないものであったが、しかしその形式のうち若干のものは、改造された裁判機構へ向って、慣習法シ

システムを綜合して完全体にするような方法として、採用されるものである。」

「新しい国々は、その仕事を遂行する共同社会からそれほど隔っていない法律家を持たねばならないし、公衆の陪席審判員をも含めて法廷を支配することは、彼らの仕事であらねばならない。法律上と裁判上の両者を兼ねることは、来るべき数十年間、疑いもなく、存在しつづけるであろうが、しかしそれにもかかわらず、客観的追求がいづれにおいても同一になるように、一様な法的基準、手続および法的機構への漸進的動きがみられるであろう。裁判の形式は、変化するであろうが、しかし裁判自体は、公衆に密接して残るに違いない。」

### B 陪審制度 (jury system)

「実質的には世界のあらゆるところにおいて、市民のうちの少数の者の参加をもち、抽籤によって選出された陪審制度の若干の変形が、刑事裁判の最も重要なタイプの若干のものとして、見出されるであろう。そして、これらの市民の陪審員は、時には彼らの調査結果を単独で作成し、また時には職業的裁判官と一緒にそれを行う。彼らは、時には有罪かどうかについてのみ決定し、また時には課せられ

るべき刑罰についてもまた決定する。同じ一般の特徴をもつ、例えば、ヨーロッパ大陸における場合に見られるような、陪審システムの間にさえ多くの差異があり、かつその差異は、世界の多くの場所において行きわたっているシステムを比較するとき、なお一そう大きいものである。かくして、合衆国において、被告は、裁判官による審理をうけるために、陪審による審理を放棄できる。ブラジルにおいては、経済事犯は、国民経済に関することを取扱かう陪審に先立って行なわれる。日本においては、当を得ている場合に起訴を決定すべきその権能の力によって検察庁によってとられる事件について訴訟手続をとらない決定（検察庁による不起訴処分決定）は、選挙人名簿による選択によって選ばれた十一人の市民から構成された陪審（検察審査会）によって、調査を受ける。」

「陪審システムは、明らかに優れたものを持つ。その者の地位によって到達した答申は、より大なる影響をもち、かつ任命された当局によってなされた決定より一そう確実に本来的に「社会的」である。陪審が、あらゆる生活環境の市民によって構成されているという事実および選挙人名簿によって陪審員が選択されているという事実は、若干の国々が衆人一致の決定をも要求しているという事実とは全く別であって、被

告によって用いられた安全防護を強化するために役立っている。」

「陪審の利用は、刑事裁判のシステムが型にはまってしまうことを防ぎ、裁判実務の官僚主義化への傾向を防ぐ。それは、事件における人間のかつ社会的要素に固有の適応性と流れを引き出し、単に法文の文言どおりにするようなやり方を葬って、法規範のどうにもならない硬直を和らげるのに役立つ。陪審制度はまた職業的裁判官の独立を強化し、圧力と特別の弁護に対して彼らを保護し、かつ一そう真実な公共の意思の権威を決定するのに役立つ。」

「それにもかかわらず、ますます多い論議が陪審制度に対して———少くとも世界の若干の地域で、———進められつつある。刑事裁判の現今の執行は、科学的要求に沿わなければならないので、刑事学上の訓練を必要とするが、市民の陪審員はそれをうけていないし、要求に答えることもできないということが、指摘されている。陪審員が補佐する職業的裁判官に対する関係での陪審員の独立は幻想的であるといわれている。若干の裁判官は、彼らの立場に固有の権威についての、および陪審の決定に影響を与えるために手続上の諸規定によって与えられる機会についての彼らの有利な立場を、多少とも考

慮するからである。さらに、批判は、陪審員の忌避制度（チャレンジ・システム）に向けられている。その制度は、感動しやすいつ訴に一そう敏感である陪審を組成し、または多分その社会的または文化的調整に従ってふるまうために、申立と弁護の両方を許しているものである。最後に、陪審は、その判定を説明するように要求されていないし、白が黒であるとして単純に判定を下すべき権利を有するから、最も決定的な証拠と自白の正反対にでて、責任のがれのために、実に多くの判定を出すことができるという事実が、批判の的となった。」

「陪審制度は、犯罪に対してのみ意見を表明するという範囲に留められるべきであると論ずることは、筋道の立ったことのように思われる。そこにおいては、公衆の意思は、知性すぐれた、政治的かつ社会的な自由を保全するために、絶対的至高に留まらねばならないのである。他の刑事事件では、暴力犯罪に関連するものを含んで、職業的弁護士と、くじによって選ばれまたは選挙された市民とによって組織された通常の法廷によって審理される。これらの者は、事実と科せられるべき刑罰との両方について共に考慮し決定する。」

### C 治安官 (Magistrates)

刑事裁判の執行における公衆参加 (飯田)

「刑事裁判の執行における公衆参加の今一つの方式は、連合王国において現れたもので、この方式に追従する他の諸国もある。連合王国においては「治安官」(Justices of the peace, 又は magistrates) は、特別の法律的訓練を受けてはいないが、刑事事件の九八パーセントを審理する。しかしながら、このような専門家でない裁判官に必要とされることは、彼らが彼らに委託された仕事を理解していること、および彼らの廉直が彼らが生活しかつ働いている周辺の人々によって認められていることである。大法官 (Lord Chancellor) に候補者を推薦する諮問団体は、将来の司法官らが彼らが奉仕しなければならぬ社会の十分な代表者であることを確かめていなければならない。通例は円熟した年齢の人々である治安官は、費用もしくは自分の持金の消費に対する代償金を受けとることはできるけれども、有給ではない。一九六六年一月一日以来、彼らは、彼らにその機能の性質を教え、法律の実際の知識を与え、かつ、刑罰の判定の社会的目的について知らせることを計画された訓練過程を通ることを、必要とされてきた。この訓練は、刑事審問への出席、裁判における慣行、訴訟手続における教訓、および犯罪人に対する制度上および制度外の取扱いについての教育を含んでいる。」

「連合王国には、約一七、〇〇〇人の専門家でない裁判官がいる。一九六七年に、彼らは、聖職——その人の法律的訓練によって発生する法律的問題について専門でない裁判官に援助することができる人——の一手の援助をうけて、約一、二五〇、〇〇〇の事件を、取り扱った。これらの非法律家によってなされる判定の妥当性は、一、二五〇、〇〇〇の判定が刑事上訴裁判所の職業的裁判官によって、ほんの六、〇〇〇の上訴と一一の取消がなされたにすぎないという事実から測られ得るであろう。」

「しかしながら、世人は、これらの専門家でない裁判官は、善良な市民の上流社会々を形成して、結局、公衆から切り離されるに至らないかどうかと問う。彼らは、法律家を冒称する職業的な偏見を避けるし、かつ彼らの地位の安定は、政治的圧迫に対して彼らを保護する。それにもかかわらず、彼らは、その知覚、選択および目標が十分に一般公衆のそれらの範囲内にならないかもしれない集団を形成する。」

#### D 同志法廷 (Comradeship courts)

「社会主義者の諸国において、刑事裁判の執行における公衆参加は、特別な形式、すなわち「同志法廷」の形式をとって

いる。一九一九年一月四日にさかのぼる頃、レーニンは、ロシアの労働者に裁判手続において活動する地位を与えた。この革命的革新は、一九三〇年まで栄えたが、その後は衰微の時代に入り、一九五〇年頃になって再現したにすぎない。その復活は、公共の秩序の維持における、または青少年の保護における、犯罪闘争への努力における参加のような、公衆関与の他の一そう直接的な形式と肩をならべるものであった。一九五五年以来、同志法廷の利用は増大され、これらの公共機関の力は、増大された。」

「ソビエト社会主義者共和国連合の例は、第二次世界戦以来、他の社会主義諸国によって受けつがれた。これらの人民法廷は、地方社会によって特別の期間中選ばれた人々から構成されている。彼らは、民・刑法の両法の下で、権力を有する。刑事事件において、彼らの権限行使の武器は、形式的な警告、懲戒および非難の表現と同様の公衆への陳謝を要求する権力を包含しているが、更にまた、彼らは、一定の責任または職業的もしくは社会的性質の禁止を課することができる。同志法廷は、地方の労働組合機関とソビエト（評議会）とに責任を有しており、彼らの決定の執行は、また正規の裁判所による再審理にかけられることができる。」

「同志法廷の機能は、まず最初に予防的なものであること、そしてそれらは、言葉の伝統的な意味における刑罰よりはむしろ社会的コントロールと圧力的手段により運用することが、強調されるであろう。更に、これらの地方的法廷の管轄が刑事犯に限定されていないという事実は、活動の若干のタイプ——例えば、寄食者、酩酊者、社会的寄生者、とるに足らぬ無知野蛮な者および見苦しい振舞をする者についての強制扶養が、法律の一部門を超える範囲内に含まれる日常生活の實際上の事実、同志法廷を一そう密接にする。最後に、同志法廷によってとられる判決の教育的価値がそれが機能する小社会の全体に直接の影響を持ち、かくして広い意味において、反社会的行為を予防するのに役立つということが、強調されてきている。」

「同志法廷が政治的利害関係に従属させられるであろうことを恐れる者に対して、カール・マルクスは、『各時代において、支配階級の考えは、支配的考え方である』と繰り返した。裁判は、社会的生活の機構の部分である。刑事裁判が本来的に卓越したものであり、時代とともに独自の場所において独特の社会の必要性と熱望を越えてゆくべきだということが、一そう好ましいことであるのか。厳格なルールにおい

刑事裁判の執行における公衆参加（飯田）

て具体的に表わされ、かつ職業的法律家によって適用される法は、専断的な責任と刑罰に対する安全保護の役割を果すかも知れないが、それは、社会の絶えず変化する実在を反映することを止めるであろうし、また、それは、実存生活を局面の外にある領域に流出させることによって、それが恐らくは、自分らの共同生活関係に制限を加えることになると思う人々の信頼を失なうかもしれないという危険がある。」

#### E 民衆の陪席裁判員 (People's assessors)

「旧新の両裁判機構は、職業的および一般民衆の構成員が刑事裁判の執行において、目的にかなう方法によって、共に参加している混合された刑事法廷を包含している。二三の例を挙げれば次の如し。ドイツの陪審裁判所 (Schöffengerichte)、スイスのエシュビナージ (Echevinages)、ノビエットの慣習法法廷 (それには公衆要素が裁判管轄の最高レベルにまで保有されている)、ポーランドの刑事裁判法廷 (それは一九四四年以来、民衆の陪席裁判員を含んでいる)、北ベトナムの混合法廷、スエーデンのノームンド (nämnd)、およびユーゴスラビアの地区および地方法廷。」

「立法者は、法律的訓練、社会的威信および経験という表現

(四八一) 一三七

で、職業的裁判官が優位にあるのを相殺するために、民衆の陪席裁判官が職業的裁判官に数において優位にあるように、常に注意してきた。民衆の陪席裁判官は、職業的裁判官と同じ権力を有し、両者は、犯罪の成立の有無および科すべき刑罰のいづれについても相談する。」

「ポーランドの混合法廷の役目をするには、ワルソー大学とポーランド科学大学の法学会によって指揮された専攻の課題であった。研究の成果によれば、民衆の裁判官の八八・二パーセントが感じたことは、彼らが専門の裁判官と責任を分ち合った判決について、彼らが重要な影響を有することであった。その見解は、検察官側と弁護人側とによって分けられないが、しかしながら、それぞれ七三・三パーセントと八五・四パーセントは、この公衆参加は一定の訴訟手続による場合にのみ、実際に有効であるというのを信じている。有罪と刑罰の問題についてのポーランドの職業的裁判官と民衆裁判官の間の見解の相違に関する状況は、次のようであることが判明した。

意見の相違なし……………四四・七パーセント  
 熟慮を加えることによって解決された相違……………二一・八パーセント

裁判官だけによりつけられた妥協……………二三・七パーセント  
 民衆の裁判官に対する関係で少数者の中に裁判官がいる……………六・三パーセント

裁判官による票決……………一・六パーセント  
 少数者における民衆の裁判官……………一・九パーセント  
 研究によれば、判決の厳格さについて、民衆の裁判官はしばしば寛大であるように傾くものであることを示す。事実を評価する彼らの方法は、職業的裁判官のそれと同じであるから、彼らの判定は、一そう大きく寛大の方へと、一そう大きく苛酷さの方へと両方の傾向をもつ、いわば相対的な厳格さにおいて、一そう広く変る。」

「公衆の構成員と職業的構成員とが相互に補充し合う混合法廷において得られた経験は、刑事裁判の完全な執行のために、混合法廷に責任を負わせる可能性を続けるように促す。しかしながら、ポーランドの研究は、原理として卓越していることが、実行するとなると全く簡単なことではないことを示している。注目されてきた困難は、例えば、民衆の陪席裁判官を定めるための手続、その職務用語の長さ、陪席裁判官による裁判記録の事前の参照、職業的裁判官が作成権力を有する準備手続の規則による制限を受けることなく彼らの見解を

表現するための民衆陪席裁判員に認められた自由、および訴訟の場面における陪席裁判員の介入に、関するものである。」

「混合法廷のシステムの展開は、他の関係においても十分根拠のあるものとされるであろう。現代は、刑事事件における各判決に含まれる個人の権利と自由に対する関係について、一そう鋭敏である。その上に、刑事裁判は、本来法律上のことでなくなりつつある。それは、行状と教育の科学の支持を得るようますます強制されている。その社会的反響は、大きくなりつつあり、それは、各々の犯人が必然的結果として属する種々の社会グループとますます入りくむようになりつつある。」

「社会主義者の国々においては、人民は、また刑事訴訟手続において、いわゆる『社会的告発者と防禦者』の介入を通して、関与することができる。これらは、彼らが直接にはどちらの側にも従属しないとはいえ、与えられた事件に個人的には巻き込まれなかったものであるが、検察庁か弁護側かいづれかを支持する社会的機構に代ってそれに介入するところの市民である。これらの関係者は、ある具体的な直接的な社会見解と利害関係を示すために、刑事法令かその作成者かいづれかについて直接の利害関係をもつ特殊な社会的グループ

刑事裁判の執行における公衆参加（飯田）

のためのスポークスマンとして行動しつつ、訴訟手続に介入する。」

「ブルガリヤ刑事訴訟法八条の下で、例えば、社会的告発人もしくは弁護人は、一九六六年には、被告人が成人であったすべての審理の第一パーセントに、かつ未成年者を含む審理の一五パーセントに介入した。」

「ドイツ民主主義共和国においては、『社会防衛』は、この教育的コントロールの方法の大規模な使用を奨励することをねらった評言の主題であった。」

## F 専門の顧問

「極めて多くの国々は、その規則の下である種の特別の権限を有する市民が、与えられた法廷の管轄内において発生する特殊の問題の処理に当る職業的裁判官の補佐を割当てられるという、広く変化しつつある規則を有する。これは、確かに、軍法会議、海事裁判所、商事裁判所、労働裁判所、少年裁判所および家庭裁判所についてそうである。」

「明らかに、我々は専門の顧問が使用されるあらゆる場合についてここに取り扱かうことはできない。概念についての最も簡単な定義は、『その特殊な知識が仕事を遂行するために

（四八三） 一三九

彼らに最もよく適応する人々に言及するスペインの法令に見出し得るであろう。若干の他の国々もまた、問題をかかえる法廷の特に関係する社会的分野において、職業的専門顧問がすでに関心を示してきているであろうことを、必要としている。」

「専門的顧問システムによって身につけられた形式の多様さを強調する方法によって、技術的補佐と通常の社会的補佐の間の線上にある二つの例を挙げることは、有用なことであるかも知れない。合衆国において、市民は、一そう広くそれを知らせ、その運用を利用するよう役立てて、少年裁判所を支持するために、グループを形成する。日本においては、市民は、犯罪をひきおこすような緊張を発生する傾向にある家庭争議を処理する裁判所において法律顧問や調停者として服務するために、彼らの市民のおよび社会的責任の意識から、選ばれている。」

## G 行政部局

「個人と社会との利害関係の間の矛盾を含む紛争を解決すべき機能をもつ莫大な種類の部局は、挙げて述べるにはあまりにも多い。工業技術の進歩によって作り出され増大しつつあ

る問題の錯綜は、本来的には法律的非でない。がしかし、それは、準法律的方法で機能している団体に対し、解決のために考慮が求められる紛争の数を、大いに増加させた。」

「福祉国家の現出は、社会の安全と向上を確保するために、個人の自由と利害関係の犠牲を要求する。行政規則の下に負担をもたらずような事態を生ずる、このような性質の紛争の解決における公衆参加は、立法行為という間接的接近とは別のある種の方法で、操作されなければならない。これらの事情から、オムニバスマン・システムは、政府の機関からは全く独立しており、かつ彼らの行為を調査する権力を有する官庁にたよる融通のきく迅速な手段を用意する。」

「刑事裁判の執行の法的局面における公衆参加の種々なタイプの迅速な眺望は、熟慮、研究およびおそらくは実験作業のための論題として示される次の提案を促す。」

(i) 「司法的兼職は疑もなく免れ難い現象であるから、訴訟手続に従って刑事裁判の執行における公衆参加を増すためのかつ各国の特殊な伝統と目標によって評価が示される活動は、いづくにおいても、とられるべきであろう。」

(ii) 「若干の地方的慣習に単に違反するにすぎない少年犯罪の事件における社会的介入は、「非政治化」され得るのである。」

かような犯罪は、指定された時期の間、選出された人々から組織され、社会的圧力と調整の手段によって運用する一般民衆の団体によって処理され得るのであるが、それにもかかわらず、その人々の決定は、司法的訴えの支配下に置かれることになっている。」

「社会生活の基礎的確立に影響を与える少年犯罪事件における社会的介入は、刑事法廷のために取り消されるであろう。後者は、職業的法律家と民衆の陪席裁判員とから組成されるであろう。その民衆陪席裁判員は、常に大学人として活動しつつ、犯罪事実と科せられるべき刑罰との両者について裁定することとなる。」

犯人の審理の民主化のための公衆参加についての各国制度を紹介したベルセルの論述はこれで終るのである。ここでは、各種の制度が平面的に紹介されているが、そのような制度が発生し、形成され、維持されてきた社会的背景と、これら制度によりおよび被告人がうけた利益と弊害との鋭い分析とは、我々の前に提示されてはいない。マスコミやうわさに動かされ易い性格をもつ公衆の裁判参加には、いろいろの点で疑問があるもので、わが国にこの種の制度が発達しない根拠も、決して法律・制度の非民性にあるとは言い切れないもの

があるのではなからうか。

それはさておき、ベルセル氏は、次に「犯人処遇における公衆関与」について、公共施設（監獄等）への公衆関与と非公共施設への公衆関与制度について論じている。特に後者の重要性とその一そう有効なあり方について指摘する。以下は、その全文である。

### 三 犯人処遇における公衆関与

「犯罪の子防と犯人の処遇に関して第一回の国際連合の会議によって採用された犯人の処遇に対する標準的最低規則は、「犯人の処遇は、社会から彼らを除外することを強調すべきではなくて、社会に彼らを存続させることを強調すべきである」と述べている。その規則はまた、「犯罪人の社会的復権を仕事とする機関の職員を援助すべき……社会機関」に加入することを要請している。更に文書は「社会の義務は、犯罪人の釈放を以て終らない」こと、および「それ故に、釈放された犯人に、犯人に対する偏見の減少に向っておよび犯人の社会的復権に向って、指向された有効な事後指導をすることのできる政府もしくは私的の機関がなければならぬである」ことを、声明している。」

「この刑罰機構への新しい接近は、ヨーロッパ会議の補助団体である犯罪問題に関するヨーロッパ委員会の実行グループによる忠告に、すなわち、刑罰制度の指導者は、犯罪人と社会との間の接触を作り出すべきであるということの中に、反映されている。」

「更に、犯罪の予防および犯罪人の処遇に関する第三回国際連合の会議は「探究と経験は、今日までに、保護観察と関連した手段が、近代的刑事政策の一般的枠内に安全に展開される可能性があることを示した」と記録した。」

「ヨーロッパ会議の閣僚委員会は、その決議一九六五年一月二二日の六五(1)において、「宣告猶予、保護観察、および拘束への他の取るべき方途が一そう多く用いられるべきであろう」と、かねてから忠告した。同様に、ヨーロッパの社会主義の諸国は、自由剝奪を採り入れない刑罰の問題について、および宣告猶予の問題について、国際的シンポジウムという立派な場所を捧げた。最後に、合衆国においては、犯罪および犯人の犯罪記録の性質にかわりなく保護観察に置かれることを犯罪人に命ずる権利を裁判官に認めることの可能性について、考慮が払われている。」

「最も多い囚人の場合に一般に適用される社会的教育の概念

のように、自由剝奪を含まない刑罰を用いることに含まれている社会的処遇への現在の傾向は、判決の実施における一そう広い範囲の公衆関与のための用意をしている。これが帯びている種々の形式は、すべてここで扱かうことができないから、公共施設による処遇と非公共施設による処遇との両者に關する二三の例を挙げるのが、有用なことであろうと思ふ。」

#### A 公共施設による処遇

「囚人の処遇における公衆関与は、刑罰機構の初期の歴史に歸る現象である。いわゆる「監獄訪問者」によって払われた役割は、スペインの博愛家(フィランソラピスト)コンセプション・アレナルによって詳細に記述されている。しかしながら、刑罰処遇における市民の方での協力のこの種のタイプは、愛と宗教的改宗の動機によって促された。一二一八年八月一〇日にさかのぼる例は「信徒は、囚人の釈放をもたらすことによる魂の救済に關して、彼らの同胞を援助する」努力を献ぜねばならないと、神のおきてが規定している“Ordon de Santa Maria de la Merced o de la Misericordia”(感謝と慈悲のサンタ・マリヤの規律)によって与えられる。」

「全く異なった例がオランダによって設けられている。そこでは、囚人の道徳的改善のためのオランダ協会、すなわち、道義と相互扶助を助成するために一八二三年に設立された市民の団体が、一九四六年に「復権協会（ササアティ・フォー・リハビリティション）」となることによって、社会的連帯責任の近代的考え方を採った。どちらかといえば囚人がいづれの時代にもずっとその一部である多元的社会に代って、市民が、今日囚人の処遇に関与していることは、もはや個人的根拠や道徳的寛大の精神の上にはないのである。」

「監獄訪問者達は、囚人の宗教的転換もしくは道義的改善に、すっかりもしくは大部分、もはや自からを捧げることにはできない。彼らの機能は、社会的復権の筋書に関与すること、および監獄の外部で生活する囚人の社会的復権のための実行プランをたててその中でまともな部分を演ずることである。監獄管理者と教育者は、公共的と私的の両方の、産業、貿易、雇用者、労働組合およびあらゆる社会的制度の合作について見積ることが出来なければならない。」

「私的努力は、主として、各犯人の知能と教養的適性に従う職業的訓練を通じ、および精神社会的教育または仕事に対する調整を通して、雇傭されるための準備をととのえている囚

人と関係をもたねばならない。職業指導と訓練とにからまった私的事業は、この仕事と一そうびったりと力を合せねばならない。若干の国々においては、その上、産業は、国民経済に対するすべてのプログラムの方へ監獄の中でなされた仕事を綜合して完全なものとする方法を見出すに違いない。」

「囚人の出獄後の仕事への復権の問題に多くの注意が与えられねばならない。釈放された囚人達は、しばしば妥当でない労働状態の下で、もしくはその活動が少くとも不法に準ずるものであり、社会的に有害な活動をする人あるいは事業によって、標準以下の賃銀で雇傭される。経験は、都合の悪いことではあるが、新しく釈放される囚人のかような利用が事実であること、およびそれが常習犯を助成するものであることを、示している。」

#### B 非公共施設による処遇

「投獄されないで保護観察に付されている犯罪者の問題と、刑期を終えて釈放される犯罪人の問題とは、一緒に考察することができ。二三の小さな点を除いて、二つの問題は、社会による犯罪者の受け入れと自由意思による作業者による犯罪者の指導に関して全く同様である。」

「いろいろな国々において採用されたシステムは、ベルギー、フランス、ドイツ連邦共和国および連合王国におけるように、それが職業的スタッフに基いているかどうかにより、または、オーストリア、日本、オランダ、ノールウェーおよびスエーデンにおけるように、自由意思によって作業する人々を用いるかどうかによって、変っている。しかしながら、極めて少数の国々は、専ら職業的作業者に頼って、自由意思の補佐者の援助を認めない。」

「これらの活動の二形式の共存のよい例は、スエーデンにおいて見出されるが、そこでは、三、六〇〇の職業的作業者と一〇、〇〇〇以上の自発的作業者が一九六五年に、非公共施設による犯罪人処遇に、当たっている。しかしながら、職業的作業者と自発的作業者との間の協力は、ある種の困難を含んでいる。その中には、とくに専門家が自から進んで事業に参加する人に準備するよう要求されている指導原理についての困難が含まれている。」

「自発的作業者の使用に対して一般にいわれることは、第一に彼らの訓練の欠如に関することである。社会的ケースワークは、活動の大へんに必要な分野であり、処遇をうける犯罪者は、しばしば個人的問題を持ち、彼らの操縦には特殊化

された訓練が要求されるものである。」

「自発的作業者の作業は、あまり信頼できず、かつあまり正確でないといわれている。その上、自発的作業者に対する訓練が欠けていることは、彼等が欠かすことのできない監督を受けることを、困難なものにしている。結局、主張されていることは、自発的作業者は、時々、彼らに保護される者が自分の忠告を無視した場合、その被保護者を「罰する」ことができるほどに権威あるシステムの中で働くことを、一そう切望しているものであるということである。」

「非公共施設による処置を解除され、もしくは受けつつある犯罪者の社会的処遇のために、自発的作業者を使用することに関して、さらに多くの論拠が提出されている。自発的作業者は、権威あるシステムには属さないが、そのために、社会による、かつ社会における犯罪者の受け入れを一そうよく象徴化している。その上、彼らは、民衆を一そうよく代表し、民衆の言葉を話し、彼が用意している指導に関する社会的見解に、より迅速に自から進んでゆだね、かつ、より純粹に拘束されている。彼は、ますます必要となりつつあり、かつ彼の接近作業は、それほど催促し難くないかも知れない。がしかし、彼が与える一そう直接かつ自然に生ずる接触は、彼の

専門的訓練の欠如に対する大きな埋め合せになっている。」

「さらに、社会と犯罪者の間の直接のリンクは、自発的作業者によって比較的たやすく準備される。犯罪者は、指導の社会的性質に比較的よく気付いており、かつ刑罰を科する力を有しない市民仲間によって指導がなされるとき、その指導を一そうこころよく受け入れるものである。」

「最後に、財政上の論拠が、しばしば行く手に置かれている。非公共施設による処遇は、投獄よりも費用がかからない。第一に、自発的作業者の無俸給活動によりなる節約は、保護観察と宣誓釈放に置かれた犯罪人の数を増加することを可能にしている。第二に、指導体制を形成する作業者の多いことが、各々の作業者に委ねられた犯罪者の数をへらすことを可能にしている。」

「自発的作業者の使用は、かくして、職業的に訓練された社会的作業者の欠乏に対する埋め合せをするために避け難いばかりでなく、また連帯責任の表現を通して社会を包むことによって、社会教育の質を変えんがために望ましいものとして現われている。」

「若干の国々は、権威の地方分権から起るサービスの不一致のために、ある種の困難を経験するが、しかしながら他の国

刑事裁判の執行における公衆参加(飯田)

国では、民衆の自発性を、職業的なものの専門的資格と結合することに成功している。後者は、例えば、オランダにおける場合である。そこでは、「復権顧問」が莫大な私的機関の代表と、二三の訓練された経験豊かな職員から構成されている。同じくポーランドについても事実である。ここでは、職業的監督の下で働いている一万の社会代表が約三万の犯罪者のための公共施設によらない処遇に備えている。」

「世界の多くの場所において試みられている異なったシステムは、すべて、刑罰の適用における公衆参加が有益であるとの成果を示している。しかしながら、これらの成果は、次の実験的提案の一般的ラインに沿うて、なおもっと進んで改良されるべきものである。」

(a) 監獄活動において、または非公共施設の社会的処遇において、私的市民が関与することは、個人の道義的目標からそれを釈放することによって、および社会的責任と連帯責任の上にそれを基かせることによって、改善され得よう。

(b) 公衆の介入は、個人的形式よりはむしろ共同の形式を帯びるべきである。社会的復権は、全体として社会の仕事であって、一定のエリート・サークル(選良仲間)の仕事ではないからである。関係している国の社会的および政治的構造

に依って、社会の関与は、社会的機関もしくは市民の自発的団体によって引受けられ得るであらうし、またそれは、次々と全社会を巻き込んでゆくであらう。」

(c) もし刑罰制度の監督および保護観察の長およびアフターケア・サービスが命令という官僚主義的な鎖を通過せざるを得ないものとされることなく、社会的機関もしくは市民のグループとの直接の接触を確立するよう制度化されているならば、民衆は、刑罰の適用に関与するよう奨励されるであらう。」

このように論じて、ベルセル氏の報告書の第三の部分は終る。更にひきつづいて、刑事裁判の執行における公衆関与制度の将来の展望が述べられる。以下は、その全文である。

#### 四 将来の展望

「刑事裁判の執行における公衆参加を増加しかつ改善する主要な手段は、公衆の意見の動員、法律的訓練のやり直し、および刑事裁判の機能に関する科学的探究の深さと広がりである。」

#### A 公衆の意見の動員

「犯罪者への新生面を開く司法政策に対する一つの必要条件は、公衆に鼓吹し動員することである。犯罪と刑罰についての後者の見解は、自衛の攻撃的推進が最も高まる儀式的劇的接近によって、さらに支配される。」

「もし公衆の意見がしばしば犯罪学と社会的ヒューマニズムの科学に遅れるならば、それは、無知からの固定化した抵抗の優位の故である。そして公衆の意見が正しい方向に展開するのを、ことある毎にはばんできたものは、不安であった。」

執念深い報復要求は、不安定な感情の中から生じたものであるが、その感情は、犯罪に導く要因およびその感情を中和する科学的に評価された方法に関する客観的知識により和げられるものである。刑事政策の専門家は、特に「おじけづかせてやめさせること」によってはチェックされない信仰を抑制して、理解と認容の社会的レベルを高めるに違いない。」

「犯罪人の処遇に費された金は、消費ではなくて真の社会的投資であることを、公衆に確信させることは、是非必要なことである。犯罪者の社会的復権は、経済的に有益であること、および公開処遇は、投獄よりも一そう安価であるのみならず、また犯罪人を生産函数の中に閉じ込めて、彼らに自身の必要に応じさせ、自分らの家族のための生計に備えさせることに

なるということが、論証されねばならない。」

「犯罪の予防のように、犯罪者の処遇は、社会的設計の見解としてみられねばならない。職務上のレベルにおいて認められることは、その事実にとって十分ではない。全体としての社会による「社会防衛プログラムの」狙いの、一般的支持と理解もまた必要である。」

「公衆の意見の動員は、民衆が法令について考える正確な知識および裁判官によるその法令の適用、裁判への民衆の態度および法、裁判および意見の間の相互作用の最も重要な過程を前提とする。幸に、民衆が法を知り、その目的と機構を理解し、かつ法的基準とそれらの司法的解釈を可とし受け入れる範囲を決定するように増大する努力がなされつつある。」

「公衆の意見は、明らかに犯人の問題について反対感情が両立しており、刑罰を科する必要——不確実の感じを反射しつつ——と、個人的および社会的復権を目的とした処遇による援助を準備するために、法規範を超えて見ようとする要求との間に分れている。公衆の意見が信じかつ熱望する裁判は、権威によってわり当てられた形式を異にするかもしれない。それ故に、彼らに努力させる以前に、刑罰改正についての公衆意見を求めることについて、カナダにおいて採用された慣

刑事裁判の執行における公衆参加（飯田）

行に信用が与えられねばならない。」

「しかしながら、民衆が裁判を支持するであろうことは、真に社会的な価値——すなわち、全体として全住民によって認められた価値——を、それが反映する限りにおいてのみ、心中に生れるにちがいない。その上、公衆は、犯罪予防において演じ得る効果のある役割に気づいているに違いない。かような公衆意見の動員は、全インド犯罪予防協会の目的の一つを構成している。」

## B 裁判の心理状態

「裁判の執行の歴史は、何故多くの国々において、司法官憲が、民衆の名において判決を下すその民衆からの若干の評価から孤立しつつ、静的な方法で、つねにその仕事を遂行するかを、立ちどころに明らかにする。法律家達は、演ずる役割をなし、実際にもしてきたが、しかし、彼らは社会的実在とのふれ合いを失なわないであろう。一般に、保守主義が市民の関心のしるしとして重視されるという同族觀念に由来して、裁判官は、幾分固定しかつ権威化した見解と反動とを容易に引き越しうる訓練を受ける。裁判上のならわしは、裁判官が時々、文化的発展を決定する社会的進歩について感じ易さに

（四九二） 一四七

欠ける状態を生ずるに至っているために、この背景を強めている。時々一種の事前調整に数えられるこの心的状態は、確かに、刑事裁判の執行における増大した市民による関与の考え方に、裁判官を、びったりとさせない。限定されたおよび一そう広い意味での宣告の概念についての、最近の国際間のおよび相互鍛練の話し合いでは、犯罪人の処罰に対して裁判化されないアプローチを採用するには、若干の嫌悪があることを示した。」

「刑事裁判所裁判官は犯罪学における専門家であるべきだということ、長く感じられてきた。しかしそれは、適切には、これが誤であること、および解決は、むしろ裁判所において役立つべき公開意見をもって民衆を選ぶことにより、改善の場において探し求められるべきであるということであらねばならない。」

「最近のフランスの会合は、種々の方法で、犯罪者への法律家社会の一般的な態度を特徴づける反対感情の両立を、論究した。最初の選択の問題と並んで、現職の気力回復訓練の問題もまたある。というのは、裁判官は、彼らに社会思考との接触をゆるめさせ、かつエリート的傾向を発達させる職業的基盤を要求するという重大な危険に走るからである。」

「最後に、裁判官は、彼らの働きの評価に、および刑事裁判の執行の方法と成果に客観的分析を受けることに、関与するよう勧められるべきであろう。かような評価は、全体として社会防衛活動に、あるいは司法活動の一定の特殊な見解に、関連し得るであろう。かくして、無意識の共通の性質が裁判官の職と起訴の間に確立されるかもしれないということ、矛盾が同一の目的を追求する権能の間に起るかもしれないということ、および裁判の日々の執行は、立法者と理論家の意図から離れ、そしてその代りに、グループとしての裁判官の経験から生ずる精神社会的基準どおりになるかもしれないということが、指摘されてきている。」

「彼らが、この種の科学的研究によって日の目をみた位置に気づくに至るとき、裁判官は、おそらく、刑事裁判の執行において非法律家の介入と公衆関与を即座に受けるに至るであろう。」

### C 探究と一連の実験

「民衆と刑事裁判所の裁判官とを一そう緊密に結合させるこの過程は、犯罪の現象および犯罪になる要素についての科学的研究における、および刑罰の新しいタイプもしくは古いも

の適用の新しい方法のテストにおける、公衆の介入によってもまた助長されるであろう。多くの国々においてもまた、法律的研究は、法律家にとって純粹に理論的なことおよび刑事学者が関心をもつような純粹に技術的なことであるに止まる。」

「公衆は、その目的、方法および結果について知らせられることによるばかりでなく、また、直接にそれに関与することおよび社会の好みと熱望に表現を与えることを奨励されることによつて、刑事裁判に関する科学的研究に巻き込まれるであろう。この科学的研究における公衆巻き込みは、改正の受け入れと、それらの適用における全体としての社会の参加を刺戟するにあづかつて力があるであろう。」

「民衆が意見を求められるべき第一の範囲は、犯罪の社会的重大さの評価である。刑事統計は、ほとんど常にデータの法律的评价に基いているが、社会的立場からは全く異なる行状のタイプが刑事統計においては同一のカテゴリーの中に置かれているという結果を伴うものである。民衆は、犯罪の量と質の両方に関する見方を考慮に入れることを可能にする指標を發明したソーステン・セリン (Thosten Selin) とマーヴィン E・ウォルフガング (Marvin E. Wolfgang) によつて

刑事裁判の執行における公衆参加 (飯田)

提案された方法に従つて、犯罪についての社会的重大さの評価をしてゆくことができるであろう。」

「公衆をまき込むべき他の方法は、犯罪のよりよい理解を公衆に与え、かつ復権という刑罰の手段における一そう大なる活動に参加するよう公衆を誘うことであるが、それには、隠された犯罪の研究において演ずべき地位を公衆に与えねばならない。多くの犯罪者が警察の目を逃れており、それ故に、公衆の意見は、犯罪者が活発に起訴されることと、犯罪者が最後に受ける処遇とに一そう多く関連をもっている。」

「最後に、社会的コントロールのシステムについてのテストを展開することは、伝統的法的コントロールの場において、託されるべきことである。公衆が、小グループによる圧力の發揮されたシステムにおいて役割を演じ、官憲独裁主義の司法機構によつて科せられる刑罰の代理をつとめるとき、公衆は、自分自身と司法判決とを結びつけ、かつ、必要な場所では、司法刑罰の適用と結びつける傾向が一そう多くなるであろう。」

「これらの探究的批評は、どのような結末の存在をも主張しない。しかしながら、私は、刑事裁判の執行は、如何なる意味においても、法律家もしくは社会的エリートに独占的な仕

事ではないということ、指摘したい。それは、全体として民衆の仕事である。それは、社会のすべての構成員の連帯責任を要求する。それは、社会的に逸脱した行状と社会教育についての専門家ならびに法律のおよび司法的保护についての専門家の補充的分担に基いているものである。」